

規制シート

080199600950001

2019/2/14

規制の名称	金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続の円滑な進行を図るための規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第95号）	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	企画市場局 信用制度参事官 岡田 大
規制目的	協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ること		
規制内容の概要	監督庁による金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続開始の申立て等	関連する予算	
規制の最近の改廃経緯	外国銀行支店等についても、監督庁による更生手続開始等の申立て等を行うことができることとした（金融商品取引法等の一部を改正する法律（2013年 6 月19日公布））。	関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由	監督庁による金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続開始の申立て等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることが可能となるため、規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
（規制を改革する場合の改革の方向性）			
見直し条項			
次の見直し時期	2023年度		